

くまもとエネルギービジネス推進協議会 規約

(名称)

第1条 この組織は、くまもとエネルギービジネス推進協議会（以下、「協議会」という。）と称する。

(設置目的)

第2条 協議会は、熊本県における再生可能エネルギー及び環境分野に関する研究開発・人材の育成、地域産業の育成・活性化及び他の再生可能エネルギー関連団体等との連携を図ることを目的として、設立するものである。

(具体的活動内容)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) 協議会の年間計画の策定、普及啓発事業の実施
- (2) 再生可能エネルギー及び環境分野に関する協議会参画企業等の研究開発支援
- (3) 協議会参画企業等の人材育成支援
- (4) 協議会参加企業等の育成・活性化支援
- (5) 他の再生可能エネルギー関連団体等との連携
- (6) その他、協議会の目的を達成するために必要な事業の実施

(会員)

第4条 協議会の会員は、協議会の目的に賛同する次の者により構成する。

- (1) 個人会員 第2条の目的に賛同して入会した個人
- (2) 法人会員 第2条の目的に賛同して入会した企業
- (3) 特別会員 本会の趣旨に賛同し、かつ会長が必要と認めた地方自治体及び関連団体並びに大学、高専

2 前項各号に掲げるもののほか、会長が必要と認める団体。

(入会)

第5条 協議会に入会を希望するものは、別に定めるところにより入会申込書を事務局に提出するものとする。

(退会)

第6条 会員は、退会しようとするときは、別に定めるところにより退会届を提出するものとする。

(総会)

第7条 総会は次の事項を審議する。

- (1) 規約の改廃
- (2) 事業報告及び収支決算の承認
- (3) 事業計画及び収支予算の承認
- (4) その他、協議会の事業運営に関する重要事項

2 総会は、年1回通常総会を開催する。ただし、会長が必要と認めたとき、又は理事会が開催を会長に要請したときには、臨時総会を開催することができる。

3 総会及び臨時総会は、会長が招集する。

- 4 総会の議長は会長とし、会長不在の場合は会長が役員の中からあらかじめ指定した者とする。
- 5 総会の議事は、この規約に規定するもののほか、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(役員)

第8条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
 - (2) 副会長 2名以内
 - (3) 理事 10名以内
 - (4) 監事 2名
- 2 会長、副会長、理事及び監事は総会において選任する。
 - 3 会長、副会長は理事を兼ねることができる。
 - 4 理事及び監事は、相互にこれを兼ねることができない。

(任期)

第9条 役員任期は2年とする。ただし、後任者が選任されるまでの間は、その職務を行う。

- 2 補欠による役員任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員は再任を妨げない。

(顧問)

第10条 協議会に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は会長が委嘱する。
- 3 顧問は協議会の運営に関する重要な事項について、会長の諮問に応じて意見を述べることができる。
- 4 顧問任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 5 顧問は企画委員会の顧問も兼務する。

(職務)

第11条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは会長の職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、本規約に定める事項を審議し決定する。
- 4 監事は協議会の事業及び会計の執行状況を監査する。

(理事会)

第12条 理事会は会長、副会長及び理事をもって構成するとともに、次の事項を審議し、議決する。

- (1) 総会の議決した事項の執行に関する事項
 - (2) 総会に付議すべき事項
 - (3) 臨時総会の開催を会長に要請すること
 - (4) その他、総会の議決を要しない協議会の事業執行に関する事項
- 2 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - (1) 会長が必要と認めたとき
 - (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき

- 3 理事会は会長が招集し、本条第2号の規定による請求があったときは、会長は、その請求があった日から30日以内に理事会を招集しなければならない。
- 4 理事会の議長は、会長がこれにあたる。
- 5 理事会は3分の2以上の出席により成立し、議事は出席した者の過半数の同意をもって決する。可否同数のときは、議長の決するところによる。

(企画委員会)

- 第13条 協議会の円滑な運営に資するため、企画委員会を置くことができる。
- 2 企画委員会の委員は会長が委嘱する。
 - 3 企画委員会の委員長は会長が指名する。
 - 4 企画委員会には、委員長の決定によりワーキンググループ(WG)を設置することができる。

(事務局)

- 第14条 協議会の事務を処理するため、熊本県工業連合会に事務局を置く。

(会計)

- 第15条 協議会の経費は、負担金及び会費その他の収入をもって充てる。
- 2 協議会の会計年度は、毎年4月1日から始まり、翌年3月31日に終わる。

(会費)

- 第16条 協議会の会費は、会員の種別によって次のとおりとする。
- (1) 個人会員 年額一口 2,000円の一以上とする。
 - (2) 法人会員 年額一口10,000円の一以上とする。
 - (3) 特別会員 年額一口10,000円の一以上とする。ただし、特別会員においては、会長の承認を得た場合は、会費を無料とすることができる。
- 2 会員は、指定された期限までに会費を納入しなければならない。
 - 3 会員が退会しても、当該年度の会費の返還は行わないものとする。

(会員名簿)

- 第17条 会員名簿の公開については、各会員に公開、非公開の意思確認を行い、処置する。

(名義使用)

- 第18条 協議会の名義使用については、会長一任とする。

(旅費)

- 第19条 役員及び企画委員の理事会等へ出席する際の旅費は原則として支給しない。
- 但し、第1項に関わらず、熊本県外から参加する役員及び企画委員でその所属する組織により旅費等の措置がなされない場合は、事務局を務める熊本県工業連合会の定める旅費規程に基づき旅費を支給する。

(補足)

- 第20条 この会則に定めるもののほか、協議会の運営等に関し、必要な事項は事務局長が別に定める。

附 則

- 1 この会則は、平成18年7月21日から施行する。
- 2 第9条第1項の規程に関わらず、協議会設立時に役員に就任した者の任期は、平成20年3月31日までとする。
- 3 第15条第2項の規程に関わらず、協議会が設立された年度の会計年度は、協議会設立の日から始まるものとする。

附 則

- 1 この会則は、平成20年7月2日から施行する。

附 則

- 1 この会則は、平成22年6月11日から施行する。

附 則

- 1 この会則は、平成26年6月3日から施行する。